

梅ちゃん先生の 法律相談

第10回

労働安全衛生法とは？

公益社団法人日本照明家協会監事 梅本寛人（弁護士）

1 はじめに

今回は、労働者が、安全かつ良好な環境で仕事に従事することを企図している「労働安全衛生法」の基本的な内容、これに関連して、特に皆様の関心の高い「足場の組立て等特別教育」についてお書きしたいと思います。

2 労働安全衛生法の制定と発展

労働者の安全・衛生に関する法規制は、以前は、労働基準法において定められていましたが、昭和30年代以降の高度成長期における労働災害の増加に対応するため、昭和47年、現在の「労働安全衛生法」（以下「安衛法」と略します）が制定され、その後も頻繁に改正がなされて現在に至っています。近年では「過労死」を防止する観点からの改正が相次ぎ、また、いわゆる「メンタルヘルス」対策のため、常時50人以上の労働者を使用する事業場における労働者に対する「ストレスチェック」の実施が導入されるなどの改正がなされました。

3 安衛法の基本的な枠組み

安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする法律です。そして、この目的を達成するために、同法は、安全衛生管理体制、労働者を危険や健康障害から守るための措置、機械や危険物・有害物に関する規制、労働者に対する安全衛生教育、

労働者の健康を保持増進するための措置などについて定め、職場の安全衛生に関する網羅的な法規制を行っています。

(1) 安全衛生管理体制（安衛法第3章）

労働者の安全と健康を確保するために最も防止しなければならないのは労働災害です。そして、労働災害の防止は、まずは個々の事業者の責任により行われなければならない、安衛法は、第3章において「安全衛生管理体制」の確立について定めています。

まず、一定規模以上の事業場では、安全衛生業務全般を統括・管理する責任を負う者として、「総括安全衛生管理者」を選任しなければなりません。また、総括安全衛生管理者の下には「安全管理者」「衛生管理者」（安全管理者、衛生管理者の選任が義務づけられていない小規模事業場では「安全衛生推進者」）を配置するものとされています。さらに、事業場の安全衛生管理について労働者の意見を反映させるため、一定の業種で常時100人以上（特定業種にあっては50人以上）の労働者を使用する事業場では「安全委員会」を、すべての業種で常時50人以上の労働者を使用する事業場では「衛生委員会」を、それぞれ設置することが義務づけられています。

さらに、常時50人以上の労働者を使用する事業場では、「産業

医」をおこななければならない、高圧室内作業等の一定の危険な作業については「作業主任者」を置くことも義務づけられています。

(2) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置（安衛法第4章）

安衛法第4章は、事業者に対して、さまざまな労働災害防止措置を講ずるよう義務づけています（もっとも、細かい規制内容の大部分は労働安全衛生規則（厚生労働省令）に委ねられています）。たとえば、労働災害の代表例である建設現場での墜落事故の防止に関して、高さ2メートル以上の箇所での作業につき、足場を組んで作業床と囲い（または防網）を設ける、安全帯を使用させる等の規制や、足場の材料・組み立て解体等について詳細な規制が定められています。

(3) 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制（安衛法第5章）

特に危険な作業を伴う機械（特定機械）について、その製造には都道府県労働基準局長の許可が必要であり、製造時や輸入時には検査を受けることが義務づけられています。上記の特定機械等以外の機械についても労働者に危険を生ずるおそれのある機械については、その譲渡や貸与に制限が付されています。また、事業者には、一定の機械について定期的に自主検査を行うことが義務づけられています。

危険物および有害物について

は、製造または取扱いの過程において労働者に重大な健康障害を生ずる物質のうち通常的手段によってはそのような健康障害の発生を完全には防止できないものについては、製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。これに至らない場合でも労働者に危険または健康障害を生ずるおそれのある物質はその製造に厚生労働大臣の許可が必要で、その容器に有害性を表示することが義務づけられています。

(4) 労働者の就業にあたっての措置 (安衛法第6章)

労働災害を防止するためには、労働者においても業務に含まれる危険性を理解し適切な対応方法を熟知しておくことが重要です。そこで、事業者は、労働者を雇い入れたときには、遅滞なく、機械等、原材料等の危険性、有害性およびこれらの取扱方法、安全装置・有害物抑制装置・保護具の性能およびこれらの取扱方法、作業手順、作業開始時の点検、当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因および予防、整理・整頓および清潔の保持、事故時等における応急措置および退避等の点について、労働者が従事する業務に関して必要な安全衛生教育を行うことが義務づけられています。また「事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。」(安衛法59条3項)とされています。この「特別の教育」の一種が、後に述べます「足場の組立て等特別教育」です。

(5) 健康の保持増進のための措置 (安衛法第7章)

事業者には、労働者に対して医師による健康診断を受診させる義務があります。そして、事業者は、健康診断の結果に基づき労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴取し、必要があるときは、労働者

の就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければなりません。平成17年の安衛法改正によって、長時間労働者への医師による面接指導の実施も義務づけられました。さらに、長時間の労働により疲労の蓄積が見られる者や健康上の不安を有している労働者などについて、事業者は、医師による面接指導またはこれに準ずる措置を取らなければなりません。

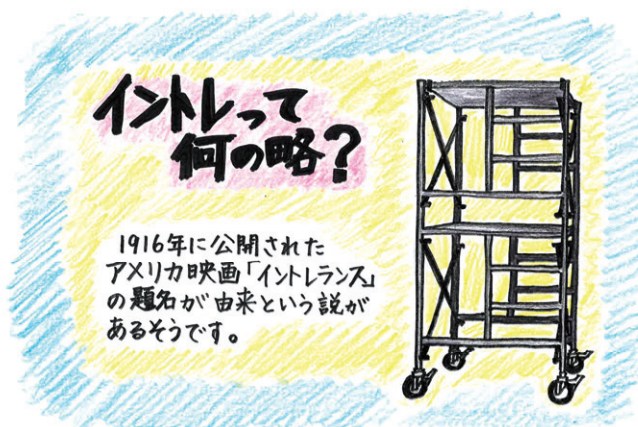
(6) 罰則等

事業者が安衛法の規定に違反した場合、多くの場合において懲役や罰金などの刑罰が科されます。また、労基署の指導の対象にもなります。

4 足場からの墜落防止対策の強化

以前から、建設現場などで使用される足場からの墜落による労働災害が多く発生していることから、厚生労働省は、労働安全衛生規則(以下「安衛則」と略します)を改正し、足場からの墜落防止措置を強化することとしました。この規則改正は平成27年7月1日から施行されています。

この安衛則改正による墜落防止措置強化の一環として、平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務(地上または堅固な床上での補助作業の業務を除く)に労働者をつかせるときは、事業者は、その労働者に対し、特別教育を行うことが義務化されました。さきほど、事業者は「危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは「当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。」(安衛法59条3項)とされていると述べましたが、安衛則(これが上記で言う「厚生労働省



令」です)改正により、この「危険又は有害な業務」の中に「足場の組立等の業務」が入り、その結果、特別教育の実施が義務化されるに至ったのです(安衛則36条39号)。

先に述べましたとおり、以上の安衛則改正は、平成27年7月1日から施行されていますが、同日時点で、足場の組立て等の業務に従事している者は、特別教育について、所定の半分の時間(所定時間は6時間ですが、半分の3時間)の受講で足りるとされていました。もっとも、この経過措置は本年(平成29年)6月30日で終了し、現在は、所定時間(6時間)の受講が必要となっています。

以上の足場の組立等に関する特別教育は、本来は、事業者自身が実施すべきものですが、外部の機関等が実施する特別教育を受講させることでも差し支えありません(これを受け、日本照明家協会の各支部において、足場の組立等特別教育が実施されています。)。もっとも、この場合、事業者は、労働者の受講時間や前後の移動時間は労働時間として扱うことが必要であり、受講費用についても負担すべきものとされています。

舞台やテレビ等の制作現場において用いられるイントレ等も特別教育が必要な「足場」に該当するとされており、その組立等の業務に従事する場合は、安衛則改正により、現在は「特別教育」を受講することが必要です。そして、この「特別教育」を受講しないままに業務に従事した場合、安衛法違反となり、事業者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される可能性がありますから(安衛法119条)、注意が必要です。